

平成30年10月4日

会員各位

(公社) 東京ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二

職場における労働災害防止活動推進のお願い

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は協会事業に格別のご理解を賜り、また労働災害の防止にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

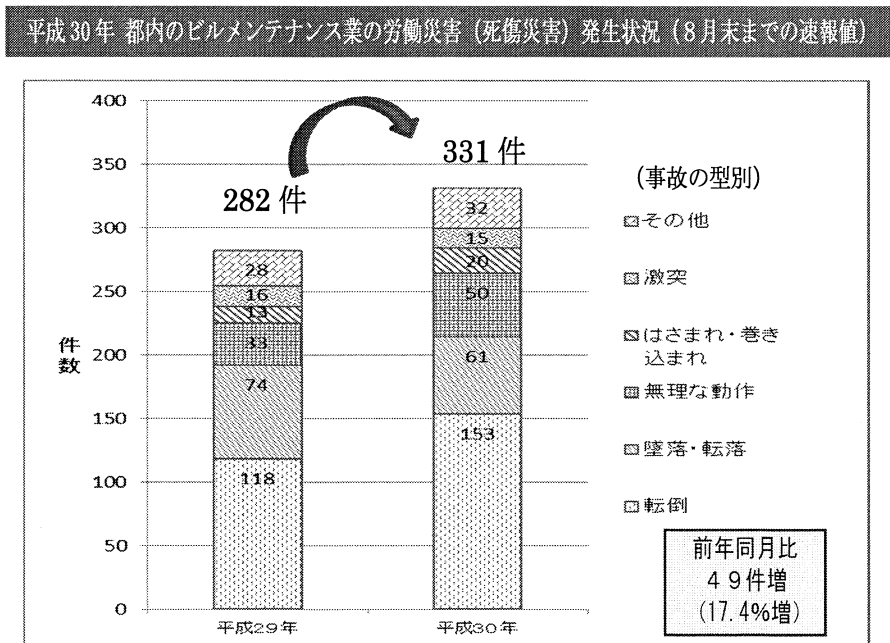
さて当協会における労働安全衛生大会の日程(10月12日)が近づいて参りました。

本年8月末時点の都内におけるビルメンテナンス業の労働災害(死傷災害)は、発生件数は長期的に横ばい傾向ですが、前年同時期よりも49件(17.4%)増加し、とりわけ「転倒災害」「無理な動作」が大きく増えております。(東京労働局発表)

私どもはこのような状況を深刻に受け止め、ビルメンテナンス業界一丸となって、これまで以上に、労働災害減少の取り組みを推進していかなくてはならないと考えます。

当協会では労働安全関係講習会、労働安全講師の派遣などを実施しておりますが、会員各社におかれましては、職場における労働災害防止活動の推進をお願いいたします。

裏面に東京労働局作成資料「職場の安全・衛生のための活動」を別添しておりますので合わせてご活用願います。



出典：東京労働局HP 事例・統計情報より

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**1年間に60人**を超える方が労働災害で亡くなっています。
労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。
このため、安全管理者などの法廷の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に合った危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

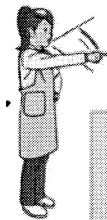
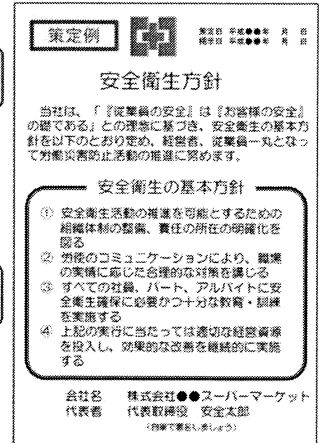
□労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えてきています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署



東京労働局 HP